

緊急事態対策からの変更点（3月1日から3月7日まで）

事業者への要請

○ 飲食店に対する時短要請

- 3月1日（月）からは下表のとおり要請内容等を変更して継続実施。

	緊急事態措置区域	緊急事態措置区域除外後	
要請内容	営業時間を午前5時から午後8時まで短縮（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）	営業時間を午前5時から午後9時まで短縮（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）	
要請期間	2月8日～2月28日	3月1日～3月7日	
対象業種	飲食店全般	同左	
対象地域	県内全42市町村	同左	
協力金	支給額	1店舗あたり126万円 ※6万円/日 換算	1店舗あたり28万円 ※4万円/日 換算
	支給要件	全期間要請に応じることが条件	同左
	申請受付	・ 要請期間終了後に申請書受付開始 ・ 2月8日～3月7日までの期間分を一括で申請	

○ イベント等の開催制限

- 開催時間：「20時まで」→「21時まで」

○ その他の業種に対する時短の働きかけ

- 営業時間：「20時まで」→「21時まで」
- 酒類提供時間：「11時から19時まで」→「11時から20時まで」

○ 県有施設の取扱い

- 貸施設（既予約分）の使用自粛時間：「20時以降」→「21時以降」

○ 学校における感染防止対策の徹底

- 学校外の日常生活での注意点の周知徹底（保護者も含め）。特に卒業旅行は、若者が感染に気付かず活発に移動することにより、高齢者等に感染を広げるリスクがあることを踏まえ自粛するよう呼び掛け。
- 卒業式等の行事では、参加者の健康チェックや基本的な感染症対策（マスク着用、手指消毒等）の実施、参加者間の距離が確保できる配席などの取組みを徹底。

県民の行動変容

○ 年度末の高感染リスクとなる行事の回避

- 「リスクを伴う飲食」につながる花見、卒業式の2次会、謝恩会、歓送迎会及びこれに類するものは回避。
- 卒業旅行は、若者が感染に気付かず活発に移動することにより、高齢者等に感染を広げるリスクがあることを踏まえ自粛。

医療・福祉対策

○ 後方支援病床の確保

- 3月1日から、56床を追加確保。

○ 緊急事態措置区域除外後の予兆探知のためのモニタリング検査

- 感染再拡大の予兆等を早期に探知するため、国と連携し、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等を実施。
実施地域：緊急事態措置実施11都府県＋北海道・沖縄（予定）

検査場所：「繁華街・歓楽街」「駅」「学校」「事業所」など

検査方法：テントを設置し検査キットを配布する「スポット配布型」及び事業所単位で行う「団体検査型」など